



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 タムラ製作所  
代 表 者 名 代表取締役社長 田村 直樹  
(コード番号 6768 東証第一部)  
問 合 せ 先 上席執行役員  
経営管理本部長 橋口 裕作  
T E L 0 3 - 3 9 7 8 - 2 0 3 1

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 92 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役または社外監査役以外の監査役につきましても責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。

なお、この定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変 更 案
第 25 条 (取締役の責任の一部免除および <u>社外取締役との責任限定契約</u> ) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって取締役 (取締役であった者を含む) の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。	第 25 条 (取締役の責任の一部免除および責任限定契約) (現行どおり)

現行定款	変 更 案
<p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。</p> <p>第 33 条 (監査役の責任の一部免除および<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって監査役（監査役であった者を含む）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。</p>	<p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。</p> <p>第 33 条 (監査役の責任の一部免除および責任限定契約)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。</p>

### 3. 日程

取締役会決議日	平成 27 年 5 月 8 日
定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

以 上